

佐世保市理容師及び美容師の出張業務指導要領

(目的)

第1条 この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所で業務を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所で業務を行う場合（以下「出張美容」という。）に関して、必要な事項を定め、出張理容及び出張美容における利用者の衛生確保を図ることを目的とする。

(出張理容又は出張美容を行うことができる者)

第2条 出張理容又は出張美容を行う者は、理容師法第11条に基づく届出をした理容所に従事している理容師又は美容師法第11条に基づく届出をした美容所に従事している美容師とする。ただし、本要領の規定に基づき、衛生措置を図るための所要の基準を満たし、かつ、あらかじめ佐世保市保健所長（以下「保健所長」という。）に届出を行った理容師及び美容師については、この限りでない。

(出張業務の届出等)

第3条 出張理容又は出張美容を行おうとする理容師又は美容師であつて理容所又は美容所に従事しない者で、佐世保市内に住所地（出張業務の基地となる営業所（以下「管理施設」という。）が別にある場合は、その管理施設の所在地）がある者は、あらかじめ、次の事項を記載した理容師・美容師出張業務届出書（第1号様式。以下「出張業務届出書」という。）により保健所長に届け出なければならない。ただし、住所地又は管理施設の所在地が佐世保市外であっても、出張業務を行おうとする場所が佐世保市内にある場合は、同様に保健所長に届け出るものとする。

(1) 氏名及び住所並びに理容師又は美容師の免許証番号又は登録番号

(2) 出張業務を行おうとする場所、期間（1年以内に限る。）及び理由

(3) 器具等の消毒方法の概要

(4) 管理施設所在地及び名称（理容師及び美容師が出張業務を行うために雇用されている場合で管理施設が当該雇用先施設内にある場合には、その施設所在地及び名称）

2 前項の届出書により届出を行って出張業務を行う理容師又は美容師は、出張業務届出書が受理されたことを証する書類（保健所の受付印が押印された出張業務届出書の副本）を、出張業務中常に携帯しなければならない。

(保管等設備の設置)

第4条 出張理容又は出張美容を行おうとするときは、従事する理容所又は美容所内に、携行する器具・薬品等を衛生的に保管できる保管設備を設けるものとする。

2 理容所又は美容所に従事しない理容師又は美容師にあつては、携行する器具・薬品等を衛生的かつ安全に保管できる専用の保管設備並びに適当な洗浄及び消毒設備を基地とする管理施設に設けるものとする。

(出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置)

第5条 出張理容又は出張美容を行う者は、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知)による衛生措置を講じるものとする。

(出張業務記録簿)

第6条 出張業務を行ったときは、出張業務記録簿(第2号様式)に記録し、2年間保存するものとする。

(検査及び報告等)

第7条 保健所長は、この要領に基づいて行う出張業務に関して、必要があると認めるときは、管理施設等を検査し、実施状況等について報告若しくは資料の提示又は提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要領の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

理容師・美容師出張業務届出書

年 月 日

佐世保市保健所長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先（電話番号）

下記とおり出張業務を行いたいので、佐世保市理容師及び美容師の出張業務指導要領第3条の規定に基づき届け出ます。

記

理容師・美容師の別	<input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 美容師		
免許番号又は登録番号	(県) 第 号	免許年月日又は登録年月日	年 月 日
出張業務の理由	<input type="checkbox"/> 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者 <input type="checkbox"/> 婚礼その他の儀式に参列する者 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設（社会福祉法第62条第1項に規定する施設）その他これに類する施設の入所者 <input type="checkbox"/> 公演等の出演者 <input type="checkbox"/> 佐世保市理容師法施行条例第2条第3号及び佐世保市美容師法施行条例第2条第3号により承認されたもの		
出張業務を行う場所（施設等の場合にはその名称及び所在地）			
営業期間	年 月 日～ 年 月 日 (※1年間を限度とする)		

※ 裏面もあり

(裏面)

器具等の消毒方法の概要	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒器 <input type="checkbox"/> 蒸気消毒器 <input type="checkbox"/> 紫外線消毒器 <input type="checkbox"/> 消毒薬品 (<input type="checkbox"/> エタノール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input type="checkbox"/> 逆性石けん <input type="checkbox"/> グルコン酸クロルヘキシジン <input type="checkbox"/> 両性界面活性剤)
管理施設所在地 (名称)	
管理施設使用 許可証明欄 (※出張理容・出張美容の業務を行うために雇用されている場合その他であって、管理施設が住所地以外の場所にあり、その施設管理責任者が別にある場合)	<p style="text-align: center;"><u>出張理容・出張美容管理施設使用許可証明</u></p> <p>届出者_____が、(出張理容・出張美容)の業務を行うため、当方施設内に管理施設を設置し、使用することを認めます。</p> <p>施設管理責任者 住所及び氏名 (施設名称) ⑩</p>

1 注意事項

- (1) 届出書は正副2部作成し提出すること。
- (2) □には、該当する箇所に、レ印を入れること。
- (3) 不要な文字は二重線で抹消すること。
- (4) 出張業務を行う場所が複数個所ある場合には、別途一覧表を作成し添付すること。
(不特定的一般家庭へ要請があった場合に出向く等の業を行う場合には、「〇〇市内」と記載すること。)
- (5) 営業期間は、1年間を限度とし、期間満了後に引き続き出張業務を行う場合には、再度届出を行うこと。

2 添付書類

- (1) 理容師免許証又は美容師免許証の写しを2部(原本の確認を受けること。)
- (2) 感染症罹患の有無(結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する感染性疾患の有無)の確認ができる医師の診断書及びその写し
- (3) 管理施設の施設概要平面図及びその写真並びにその写し

※ 出張業務を行う理容師・美容師は、保健所にこの届出書が受理された後、出張業務を行う時は常に受理済の印を押印された届出書の副本を携帯すること。

出張業務記録簿

(年)

業務を行 った 月 日	出張を必要 とする理由	出張業務先 (施設名及び所在地)	従業者氏名	業務 対象者 数	備考 (連絡先 電話等)
(その他の特記事項)					